

厚労省の担当番(左)に要望書を渡す全
生連の吉田会長＝5日、参院議員会館



「生活福祉資金」 エアコン購入も

全生連、厚労省に周知求める

社会福祉協議会が貸し付ける「生活福祉資金」について、低所得者がエアコン購入で申請する場合も対象になることが5日、分かりました。「全生連」(全生連)がこの日、東京都内で行った要請で明らかにしました。全生連は、厚生労働省に周知徹底を図るよう求めました。

8月中旬に全生連は、各地の生活と健康を守る会を対象に都道府県社協の生活福祉資金の取り扱いについてのアンケート調査を実施。その結果、新潟・徳島・福島の各県社協で低所得者のエアコン購入を対象外としていることが分かりました。現在も調査中で、さらに多くの自治体が対象外にしている可能性があります。

新潟県社協はその後、厚労省に改めて確認したとして、同月28日に「対象になる」と市町村社協に通知しています。要請では、生活福祉資金の貸し付け決定が遅いという事例も紹介されました。神奈川県内では、80代の夫婦がエアコン購入に6万5千円の貸し付けを申請するも、1カ月以上も社協から連絡がなく「困っている」状態だといっています。

全生連の吉田松雄会長は、災害級の暑さの中でこうした社協の対応を改善しなければ「困っている人は救えない」と強調しました。厚労省の担当者は「実態を把握し(全国)の社協に、周知するか検討したい」と答えました。

「生活福祉資金」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を支えることが目的です。